

地下水質測定計画の基本レベル

1 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するために、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月13日付け環境庁告示第10号。以下「環境基準」という。）項目についてメッシュ調査は県内106地点で、定点調査は県内の代表的な19地点で調査する。

(1) メッシュ調査

項目	基本レベル	備考
環境基準項目 (26項目)	県内を約5km及び10kmメッシュに区分して調査対象メッシュを選定し、各メッシュ内に設置されている井戸の中から新たな調査井戸を選定し、年1回以上測定	

(2) 定点調査

項目	基本レベル	備考
環境基準項目 (26項目)	長期的な観点から地下水質の経年的変化を把握するために県内の代表的な地点で、年1回継続的に測定	

2 汚染井戸周辺地区調査

概況調査の結果、地下水の水質汚濁に係る環境基準を超える汚染が新たに判明した場合に、その汚染範囲等を確認するために周辺地下水について、環境基準超過項目及びその分解生成物について調査する。

3 定期モニタリング調査

これまでの測定計画に基づく調査で判明した汚染の継続的な監視をするために、環境基準超過項目及びその分解生成物について県内74地点で年1回以上調査する。

4 要監視項目調査

要監視項目の県内全体の概況が把握できるよう、県内27地点で調査する。

項目	基本レベル	備考
要監視項目 (22項目)	概況調査のメッシュ調査地点から順次選定し、年1回以上測定	